

## 住所や氏名の変更手続をされる場合の注意事項



住所や氏名の変更手続をされる場合、通知カード(又はマイナンバーカード(個人番号カード))の券面記載事項を変更する必要があります。

異動手続の際には、**異動される方全員**の通知カード(すでにマイナンバーカード(個人番号カード)を取得されている方は、マイナンバーカード)と一緒に町住民課に提出してください。



通知カード



マイナンバーカード  
(個人番号カード)

マイナンバー制度や通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)に関するお問い合わせ



◆マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178

◆町住民課(通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)に関すること) (088)637-3112

◆町企画政策課(マイナンバー制度に関すること) (088)637-3124